

平成 29 年伯耆町
第 6 回定例会

条例等議案説明資料概要



平成 29 年 1 2 月

伯耆町 総務課

議案等説明資料

提出課：総務課

議案番号 79	伯耆町職員の給与に関する条例の一部改正について																								
(提案理由及び概要)																									
1. 理由	平成29年8月の人事院勧告等に準じて、本町の給与について所要の改正を行うもの。																								
2. 概要	<p>○月例給 給料表の改正(平均0.2%の引き上げ)</p> <p>○期末・勤勉手当 再任用職員以外の職員 支給月数を0.1月分引き上げ(現行4.3月→改定4.4月) 再任用職員 支給月数を0.05月分引き上げ(現行2.25月→改定2.3月) (月)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>現行</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> </tr> <tr> <th></th> <th>期末／勤勉</th> <th>期末／勤勉</th> <th>期末／勤勉</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>職員 6月期</td> <td>1.225／0.85</td> <td>1.225／0.85</td> <td>1.225／0.9</td> </tr> <tr> <td>12月期</td> <td>1.375／0.85</td> <td>1.375／0.95</td> <td>1.375／0.9</td> </tr> <tr> <td>再任用 6月期</td> <td>0.65／0.4</td> <td>0.65／0.4</td> <td>0.65／0.425</td> </tr> <tr> <td>12月期</td> <td>0.8／0.4</td> <td>0.8／0.45</td> <td>0.8／0.425</td> </tr> </tbody> </table> <p>○その他字句の修正等、所要の改正</p>		現行	平成29年度	平成30年度		期末／勤勉	期末／勤勉	期末／勤勉	職員 6月期	1.225／0.85	1.225／0.85	1.225／0.9	12月期	1.375／0.85	1.375／0.95	1.375／0.9	再任用 6月期	0.65／0.4	0.65／0.4	0.65／0.425	12月期	0.8／0.4	0.8／0.45	0.8／0.425
	現行	平成29年度	平成30年度																						
	期末／勤勉	期末／勤勉	期末／勤勉																						
職員 6月期	1.225／0.85	1.225／0.85	1.225／0.9																						
12月期	1.375／0.85	1.375／0.95	1.375／0.9																						
再任用 6月期	0.65／0.4	0.65／0.4	0.65／0.425																						
12月期	0.8／0.4	0.8／0.45	0.8／0.425																						
3. 施行期日	一部の規定を除いて公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。																								

提出課：総務課

議案番号 82	伯耆町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
(提案理由及び概要)	
1. 理由	雇用保険法等の一部を改正する法律による地方公務員の育児休業に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。
2. 概要	<p>非常勤職員の育児休業について、これまで1歳6か月までとされていたものが子の養育の事情を考慮して特に必要と認められる場合として、条例で定める場合に該当するときは、2歳に達する日まで、育児休業をすることができる。 条例で定める場合(いずれにも該当すること)</p> <p>(1)非常勤職員又は配偶者が1歳6か月到達日(誕生日前日)において育児休業をしている場合 (2)1歳6か月到達日以後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合</p>
3. 施行期日	公布の日

提出課：住民課

議案番号 83	伯耆町企業立地促進等に係る同意集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について
(提案理由及び概要)	
1. 理由	企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律が改正されたことに伴い、伯耆町企業立地促進等に係る同意集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する。
2. 概要	<p>本条例において引用する企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律が改正されたことに伴い、本条例の題名及び本則内の条項並びに語句を改める。 本条例を引用する過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例及び伯耆町企業立地促進条例の一部を併せて改正する。</p>
3. 施行期日	公布の日

議案等説明資料

提出課：健康対策課

議案番号 84	南部箕蚊屋広域連合規約の変更について	
(提案理由及び概要)		
1. 理由	南部箕蚊屋広域連合においては、現在、鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例第2条の規定により、居宅介護支援事業者の指定権限の委譲を受けているが、平成26年の介護保険法改正において、平成30年4月1日からこの権限が都道府県から市町村に移譲されることとなっている。これにより県条例が改正されることから本規約についても所要の変更を行う。	
2. 概要	南部箕蚊屋広域連合規約第4条第3号及び第5条第3号から「指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定に係る」を削除する。	
	改正後	改正前
	(広域連合の処理する事務) 第4条 広域連合は、次に掲げる事務を処理する。 (1)及び(2) 略 (3) 鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成11年鳥取県条例第35条)第2条の規定により広域連合が処理することとされた事務に関する事。	(広域連合の処理する事務) 第4条 広域連合は、次に掲げる事務を処理する。 (1)及び(2) 略 (3) 鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成11年鳥取県条例第35条)第2条の規定により広域連合が処理することとされた <u>指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定に係る</u> 事務に関する事。
	(広域連合の作成する広域計画の項目) 第5条 広域連合が作成する広域計画(地方自治法(昭和22年法律第67号)第284条第3項の広域計画をいう。以下同じ。)には、次の項目を記載するものとする。 (1)及び(2) 略 (3) 鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成11年鳥取県条例第35条)第2条の規定により広域連合が処理することとされた事務に関する事。	(広域連合の作成する広域計画の項目) 第5条 広域連合が作成する広域計画(地方自治法(昭和22年法律第67号)第284条第3項の広域計画をいう。以下同じ。)には、次の項目を記載するものとする。 (1)及び(2) 略 (3) 鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成11年鳥取県条例第35条)第2条の規定により広域連合が処理することとされた <u>指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定に係る</u> 事務に関する事。
	(4)及び(5) 略	(4)及び(5) 略
3. 施行期日	平成30年4月1日から施行する。	

提出課：総務課

議案番号 85	伯耆町教育委員会委員の任命について	
(提案理由及び概要)		
1. 理由	教育委員会委員 田中榮美子氏 の任期が平成30年2月17日で満了となるため、新たな委員の任命について議会の同意を求めるもの。	
2. 概要	教育委員会委員(新任)	
	氏名	任期
	濱田 真代	4年
3. 根拠法令	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項	
4. 現在の公職就任状況	職名	就任年月
	溝口中学校学校支援コーディネーター	平成22年4月
	溝口公民館運営審議会委員	平成25年4月
	溝口中学校学校運営協議会委員	平成28年4月
	伯耆町社会教育委員	平成29年4月